

	契約係用
	業者用

令和5年度施行

東車両基地除雪業務

仕 様 書

札幌市交通局 高速電車部
車両課 大谷地検修係

仕様書番号 札交車23第2199号

担当者 柴森 琉成

TEL 891-3223 (内) 8408

1. 概要

1 概要

本業務は、札幌市交通局高速電車東車両基地構内の除雪業務を行うものである。

2 実施場所

札幌市厚別区大谷地東6丁目1番1号

札幌市交通局高速電車東車両基地

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和6年3月31日まで。

2. 一般仕様

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局高速電車東車両基地構内の除雪業務に適用する。

2 提出書類

契約締結後、下表に定める書類を提出すること。

No.	提出書類	提出期限	備考
1	業務着手届	契約後速やかに	袋とじで提出、第8号様式
2	業務主任等指定通知書	契約後速やかに	袋とじで提出、受託者様式
3	業務主任等経歴書	契約後速やかに	袋とじで提出、第10号様式
4	資格証明書の写し	契約後速やかに	袋とじで提出、受託者様式
5	作業員名簿	契約後速やかに	袋とじで提出、受託者様式
6	資格一覧表	契約後速やかに	袋とじで提出、受託者様式
7	連絡体制表	契約後速やかに	袋とじで提出、受託者様式
8	業務日報	業務実施日毎	運転記録紙等を含む。 別紙1様式による。
9	業務月報	毎月の業務終了時	業務が発生した月毎に 提出。別紙2様式による。
10	業務完了届	毎月の業務終了時	業務が発生した月毎に 提出、第13号様式

(1) 各提出書類の部数は1部とする。なお、袋とじでの提出書類には割印が押印されていること。

但し電子メールで提出された場合は、この限りではない。

(2) 各提出書類には、代表者印が押印されていること。

但し電子メールで提出された場合は、この限りではない。

(3) 業務着手届には、労働基準監督署の「保険関係成立済」印が押印されていること。

但し契約日から遡及して1年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届、年度更新申請書等の法定様式控え等を添付した場合は、この限りでない。

3 疑義

本仕様に明記されていない事項及び疑問のある事項については、委託者と十分協議のうえ業務に対して遺漏のないように行うこと。

4 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1) 受託者は、作業へ従事する者へ本市「環境方針」(別添1)を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2) 受託者は、本市札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

ア 除雪業務遂行にあたり、アイドリングストップを実施すること。

イ 空ぶかしをしないこと。

ウ 除雪使用機種のパフォーマンスに見合った除雪を行うこと。

エ 従業員に上記の内容を周知教育すること。

3. 業務仕様

1 業務範囲

本仕様書による業務範囲は、基地平面図(別添2)のうち、色塗りに示した基地内通路および駐車場内(シャッター前搬入路を含む)を除雪し、指定する場所へ堆積すること。

2 業務内容

(1) 除雪方法

ア 除雪の時期

(ア) 車両基地構内の降雪量が10cm以上の場合

(イ) 継続して強い降雪が予想される場合

(ウ) 吹雪等で吹き溜まりがある場合

(エ) その他委託者が必要と認める場合

以上の場合、委託者と連絡を取り合い、降雪状況を把握した上で除雪業務を行うこと。なお、通常は委託者より除雪業務の指示を行うのでその指示に従い速やかに除雪業務を行うものとする。

イ 除雪使用機種

機種	規格
タイヤショベル	可変プラウ 1.4~2.0 m ³ (助手なし)
タイヤショベル	バケット 1.4~2.0 m ³ (助手なし)

(2) 注意事項

ア 除雪業務に対しての業務主任者（安全責任者）を指名して、作業範囲及び周囲状況の把握、連絡指示系統の確立等を徹底し、安全作業に徹すること。

イ 除雪作業をする際は、基地建物その他の付帯設備に損害を与えないよう安全確保に十分留意すること。

なお、万一損害を与えた場合は直ちに委託者に報告するものとし、速やかに修理又は交換を実施すること。

ウ 除雪作業の始業時及び終業時には委託者に報告すると共に、作業指示および連絡事項の確認を行うこと。

3 見積範囲

本仕様書による見積範囲は、先に述べた1項および2項の除雪業務に係る、一切の経費とする。

本業務では、共通仮設費及び現場経費の補正を行っており、それぞれ下式のとおり算出している。

共通仮設費＝対象額×共通仮設費率×38%

現場管理費＝対象額×現場管理費率×67%

4 契約方法

契約方法は、下表の「機種及び規格」ごとに単価契約を締結する。

入札書（見積書）には、下表の基準単価（税抜き）についてのみ記載すること。

その他の単価については、決定金額を1.00とし、これに下記係数を乗じて算出する。

（円未満は切捨てとする。）

機種及び規格	策定係数	金額	令和6年度 予定数量
タイヤショベル 可変プラウ（1.4～2.0 m ³ ） （助手なし） 10分単価 [昼間]	1.00	基準単 価	2,000分
タイヤショベル 可変プラウ（1.4～2.0 m ³ ） （助手なし） 10分単価 [夜間]	1.04		400分
タイヤショベル バケット（1.4～2.0 m ³ ）（助 手なし） 10分単価 [昼間]	0.75		200分
タイヤショベル バケット（1.4～2.0 m ³ ）（助 手なし） 10分単価 [夜間]	0.79		200分

※ 各10分単価については、円未満切捨てとする。

※ 昼間とは、6：00～21：00までとする。

※ 夜間とは、21：00～6：00までとする。

5 支払方法

支払いは、1箇月単位とし、「機種及び規格」ごとの業務実施時間に応じて支払う。

1箇月の金額は、業務が発生した月毎に集計した業務実施時間（10分未満の端数切捨て）にそれぞれの契約単価を乗じて算出する。

基地平面图

1:2000



除雪範囲
堆積場所

【別添2】

係長	主任	係

除 雪 作 業 日 報

- 1 作業日 令和 年 月 日 (曜日)
- 2 天候 晴れ 曇り 雪 吹雪
- 3 受託者商号又は名称
- 4 作業員名 外 名
- 5 作業時間 (1) 時 分～ 時 分 (2) 時 分～ 時 分
 (3) 時 分～ 時 分 (4) 時 分～ 時 分

時間 \ 使用機種	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
タイヤショベル (可変プラウ)													
タイヤショベル (可変プラウ)													
タイヤショベル (バケット)													
タイヤショベル (バケット)													

※ 作業時間は、実稼働時間のみ記入し休憩時間等は含まないこと。

- タイヤショベル (可変プラウ) 台 日間 分 夜間 分
- タイヤショベル (バケット) 台 日間 分 夜間 分

※ 台数及び時間数は延べ数

- 6 連絡事項
 運転記録紙等の作業時間が確認できるものを添付すること。

- 7 その他注意事項
 日報は、受託者が2部作成し除雪作業終了後に当局担当者又は警備員に確認を受け、双方1部ずつ保管する。

担 当 者	警 備 員
-------------	-------------

業務着手届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 令和 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務完了届

令和 年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、令和 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	令和 年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	----------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
令和 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局